

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、A所在のB会社において勤務していたところ、昭和〇年〇月〇日、業務中の交通事故により負傷した（以下「本件災害」という。）。

被災者は、C病院等に受診し「第9胸椎脱臼骨折、脊髄完全損傷」等と診断され、昭和〇年〇月〇日、治癒（症状固定）した。監督署長は、本件災害を労働災害と認め、請求人に残存する障害について労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級第1級3号に該当するものとして、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

その後、被災者は、アフターケア制度により、せき髄損傷に伴う神経因性膀胱直腸障害の処置を受けていたが、平成〇年〇月〇日、死亡した。死亡診断書によると、被災者の直接死因は「結腸癌」と記載されている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及ん

だものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、被災者の「上行結腸がん」による死亡は、本件災害で「脊髄損傷」になったことにより、車椅子生活となって歩くことができなくなったことが原因であり、業務上の事由によるものである旨主張している。

(2) せき髄損傷に併発した疾病については、決定書理由に説示するとおり、「せき髄損傷者に併発した疾病の取扱いについて」（平成5年10月28日付け基発第616号）により取り扱うこととされているところ、被災者の死亡原因である「結腸がん」は、医学経験則上因果関係が認められるとされる併発疾病である褥瘡などの25種類の対象疾病には掲げられておらず、個別に因果関係の有無について、検討することとなる。

(3) この点、本件における医学的見解をみると、D医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「これまで、脊髄損傷が結腸がん発症の危険因子との報告は無く、また、関連が示唆若しくは疑われる症例の報告も無いと思われ、医学常識的に両者を結び付けるのは甚だ困難である。本件においても同様に、『結腸がん』と『脊髄損傷』との間には因果関係は全く認められない。」と述べており、E医師も、平成〇年〇月〇日付け意見書において、D医師と同旨を述べているところ、当審査会として、改めて、一件記録を精査するも、請求人の上行結腸がんとせき髄損傷との因果関係を肯定し得る医学的根拠は認められ

ない。

- (4) 請求人が主張する運動不足と上行結腸がんとの関係についてみるも、F医師は、平成〇年〇月〇日付け審理調書において、「運動不足が原因で大腸がんになるとの根拠はない。」と述べており、E医師も、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「Gのホームページ上に掲示してある内容を確認したが、請求人の主張する長時間の座位と上行結腸がんの関連性を示した文言はなかった。日本では大腸がんと座位との関連性を示す研究は存在しない。よって、請求人の主張する長時間の座位が上行結腸がんの原因であるとする普遍性の高い医学研究は存在しないので、請求人の主張は認めることはできない。」と述べている。上記両医師の見解を踏まえれば、当審査会としても、請求人の主張する運動不足と上行結腸がんの発症との間に因果関係を認めることはできない。
- (5) 以上のことから、当審査会としても、被災者に発症した上行結腸がんはせき髄損傷に伴う併発疾病と認めることはできず、したがって、被災者の上行結腸がんによる死亡は業務上の事由によるものとは認められない。
- (6) 改めて、請求人の主張及び一件記録を子細に精査するも、上記判断を左右するものは見いだすことはできなかった。
- 3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。